

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例

○ 条例

改正後	改正前
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 政令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。)</u>を含む土地の区域</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの</u></p>

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例規則

○ 規則

改正後	改正前
<p>(<u>条例第4条第3号イに規定する区域のうち都市計画法施行令第29条の9第7号に掲げる土地の区域</u>)</p> <p>第5条 条例第4条第3号イに規定<u>区域のうち都市計画法施行令(昭和44年政令158号)第29条の9第7号に掲げる土地の区域</u>は、次に掲げる土地の区域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域に類する土地の区域。</u></p>	<p>(条例第4条第3号イの規則で定めるもの)</p> <p>第5条 条例第4条第3号イに規定する<u>規則で定めるものは、次に掲げる土地の区域とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第15条第4項の規定により市長が定めた浸水想定区域内に存する土地の区域又はこれに類するもの。ただし、船橋市の河川計画に支障をきたさないものを除く。</u></p>